

貴州省特許保護条例

2003年7月26日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

貴州省特許保護条例

(2003年7月26日貴州省第10期人民代表大会常務委員会 第3回会議採択、2003年9月1日より施行する。)

第1章 総則

第1条 特許権の保護を強化し、特許出願者、権利者の合法的權益と公共の利益を保障し、發明創造を奨励し、科学技術の進歩と革新を促進し、「中華人民共和國特許法」及びその他の関連法律、法規の規定に基づき本省の実情に照らし本条例を制定する。

第2条 本省の行政区域内における特許保護と関連する活動に対し、本条例を適用する。

第3条 県級以上の人民政府は特許業務に対し指導を強化し、国民経済と社会発展の計画に導入し、特許事業の発展を促進しなければならない。

第4条 省の人民政府の特許管理部門は、全省内における特許の保護業務に責任を負う。
県級以上の人民政府の特許管理部門は、本行政区域内における特許の保護業務に責任を負う。

関連行政管理部門は各自の職責に基づき特許の保護業務を行うものとする。

第5条 単位及び個人は發明創造の成果を国内外に特許として出願することを奨励するものとする。

本省以外又は国外の単位及び個人が本省において特許技術を実施することを奨励するものとする。

第6条 県級以上の人民政府又は特許管理部門は特許保護業務において顕著に貢献した単位又は個人に対して、奨励を行わなければならない。

第2章 特許の管理

第7条 県級以上の人民政府は関連部門を組織し、特許の研究を強化し、業界と企業単位に特許に関する指導を与えなければならない。

県級以上の人民政府の関連部門は科学技術のプロジェクトの立案、審議、成果の鑑定、奨励及び科学技術成果の製品化等の科学技術管理業務において特許管理を強化しなければならない。

第8条 県級以上の人民政府は多くの方法で資金を調達し、本行政区域における単位及び個人が特許を出願することを資金援助しなければならない。

第9条 国家が立案又は資金援助した重要な科学技術プロジェクトを出願する場合、関連主管部門に特許検索報告書を提出しなければならない。

単位又は個人は科学技術プロジェクトを立案する前に、特許検索を行うことを提唱する。

第10条 特許出願が公開又は公告される前に、発明創造の関連人員は当該発明創造内容に対し機密保持の責任を負うものとする。

第11条 特許権を付与された法人は、国の規定の基準に照らして、職務発明創造の発明者又は創作者に報奨又は報酬を与えなければならない。

人民政府の特許管理部門は特許権を付与された法人又はその他の組織が報奨と報酬を与える状況を監督、検査しなければならない。

第12条 職務発明創造の発明者、創作者又は非職務発明創造の特許権利者が獲得した当該発明創造の特許権の数と質及び得られた経済的利益は、当該専門技術職務の資格評価基準の一つとなり得る。

第13条 単位及び個人が他人の特許を実施する場合、特許権者と書面にて実施許諾契約書を締結し、且つ契約書発効日から3ヵ月以内に国务院特許行政部門が授権した特許管理部門に届け出なければならない。

第14条 特許権にかかわる広告の場合、広告所有者は広告経営者、広告発表者に国务院特許行政部門又は授権した特許管理部門による特許権の有効証明を提出しなければならない。特許権の有効証明を提出しない場合、広告経営者は特許広告のデザイン、製作又は代理等の業務を提供、広告発表者は当該の広告を発布してはならない。

第15条 特許技術又は特許製品の展覧会、展示会、博覧会、交易会、入札会、オークション等を行う主催単位は、所在地の人民政府の特許管理部門に登録し、特許管理部門はそれに対し監督検査を行わなければならない。

第16条 人民政府の特許管理部門は特許の仲介サービス機構の指導と監督を強化しなければならない。特許の仲介サービス機構及びその従事者は、法に基づき業務に従事し、虚偽の特許検索、特許資産評価、特許情報諮詢等の報告の提供、当事者の技術機密の漏洩、当事者と内通して不正な利益を取得してはならず、特許出願者、特許権利者、その他当事者の合法的利益と一般公衆の利益に損害を与えてはならない。

第17条 特許管理部門は特許管理制度を設立、健全化し、特許資産管理を強化し、特許資産の流失を防止しなければならない。

第18条 国有資産を有する単位は次に掲げる状況の一つに該当する場合、特許の資産に対して評価を行われなければならない。

- (1) 特許の出願権、特許権を譲渡する場合。
 - (2) 特許資産を評価、出資する場合。
 - (3) 国有特許資産を有する単位を変更又は終了する前に特許資産を評価する必要がある場合。
 - (4) 国有の特許資産として国外企業、その他の経済組織及び個人と合資、合作を実施する又は実施を許諾する場合。
 - (5) 特許技術又は設備を導入する場合
- その他の法律、法規により規定された評価をしなければならない場合。
- (6) その他の国有特許資産に関する評価をする必要がある場合。

特許資産評価は法に基づき設立された資産評価機構が担当し、評価報告は関係規定に従って国有資産管理部門に報告する以外に、省の人民政府の特許管理部門に登録しなければならない。

第3章 特許法の執行

第19条 如何なる単位及び個人も他人の特許権を不法に実施、他人の特許を詐称、非特許製品を特許製品であると詐称、非特許方法を特許製品又は特許方法であると詐称してはならない。

如何なる単位及び個人も特許権を侵害、他人の特許を詐称、非特許製品を特許製品であると詐称するための便宜を提供してはならない。

第20条 特許権者の許諾を得ず他人の特許を不法に実施した場合には、特許権者又は利害関係人は市、自治州、地方以上の特許管理部門に処理を請求することができ、法に基づき人民法院に提訴することができる。

第21条 次に掲げる特許紛争の場合、当事者は県級以上の人民政府特許管理部門に調停、処理を申し立てる、仲裁協議に基づき仲裁を申請する又は直接に民法院に起訴することができる。

- (1) 特許出願権と特許権の帰属に関する紛争
- (2) 発明者、創作者の法的地位に関する紛争
- (3) 職務発明創造の発明者、創作者の報奨及び報酬に関する紛争
- (4) 発明特許出願公告後、特許権の付与以前に発明が実施され、適切な実施料が支払われないことに関する紛争
- (5) 特許権侵害の賠償金額に関する紛争
- (6) その他の特許紛争

前項の第(4)号に掲げた紛争について、特許権者が人民政府の特許管理部門に調停を申し立てる場合には、特許権の付与以後でなければならない。

第22条 市、自治州、地方以上の特許管理部門による特許案件の調査、処分する場合には、次に掲げる職権を行使することができる。

(1) 当事者と証人に質問する。

(2) 事件と関係がある管理資料、契約、図面、帳簿等の原本の証明資料を調べ、複製、登記、保存する。

(3) 事件と関係がある物品と設備を検証、撮影する、

特許権侵害紛争及び他人の特許を詐称、非特許を特許であると詐称する行為の事件の処理において、明らかに当事者が事件にかかわる物品を移転、隠匿、廃棄する行為が見られ、証拠を隠滅する可能性がある場合、事件の関係物品を差し押さえる又は仮差し押さえることができる。

第 23 条 如何なる単位及び個人も人民政府の特許管理部門が法に基づき職権を行使することを拒絶、妨害してはならない。無断で差押えた又は仮差押えた物品を移転、破損、販売してはならない。

当事者又は証人は人民政府の特許管理部門により調査を受ける場合には、虚偽の情報を提供してはならない。

第 24 条 人民政府の特許管理部門は特許案件を処理する場合には、立案した日から 3 ヶ月以内に処理を終了しなければならない。状況が複雑で延期の必要がある場合、延長期限は 6 ヶ月を超えてはならず、省の人民政府の特許管理部門に許可を申請しなければならない。中止処理の期間は処理期間に算定しない。

第 25 条 人民政府の特許管理部門及びその従業員は特許の執行業務に対して機密保持の責任を負うものとする。

第 26 条 人民政府の特許管理部門は処理の案件の要求によって関連専門人員を招聘して専門的技術性の問題に対して諮詢、鑑定を行うことができる。

第 4 章 法律責任

第 27 条 他人の特許を詐称した場合、民事責任又は行政責任を負う以外に、犯罪に該当しない場合には、市、自治州、地方以上の特許管理部門は是正を命じ且つ公告を出し、違法所得を没収する、且つ違法所得の一倍以上三倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない場合、一千元以上五万元以下の罰金に処することができる。

第 28 条 非特許製品を特許製品であると詐称し、非特許方法を特許方法であると詐称した場合には、市、自治州、地方以上の特許管理部門は是正を命じ且つ公告を出し、一千元以上五万元以下の罰金を処することができる。

第 29 条 特許権を侵害した場合、市、自治州、地方以上の特許管理部門は侵害者に侵害行為の停止を命じ、侵害製品を製造する又は特許方法を実施するための専門設備、専門鑄

型、専門工具を廃棄し、且つ公告を出させる。故意に特許権を侵害した場合、侵害製品を没収し、且つ一千元以上五万元以下の罰金を処することができる。

第 30 条 本条例第十条の規定に違反し、犯罪に該当しない場合、市、自治州、地方以上の特許管理部門により警告を与え、且つ一千元以上三万元以下の罰金に処することができる。

第 31 条 本条例第十六条第二項の規定に違反し、犯罪に該当しない場合、市、自治州、地方以上の特許管理部門により警告を与えて、是正を命じ、且つ一千元以上五万元以下の罰金に処することができる。

第 32 条 本条例第十七条、第十八条の規定に違反し、犯罪に該当しない場合、県級以上人民政府の特許管理部門は関連部門により責任者に行政処分を提案するものとする。

第 33 条 本条例第十九条第二項の規定に違反し、故意にのり上で相手側の特許権を侵害、他人の特許を詐称し、非特許を特許であると詐称し、資金、場所、輸送手段、生産設備等の便宜を提供した場合、市、自治州、地方以上の特許管理部門は警告を与え、是正を命じ、違法所得を没収し、且つ一千元以上三万元以下の罰金を科すことができる。

第 34 条 本条例第二十三条第一項の規定に違反し、人民政府の特許管理部門の行政法の執行人員の法に基づく職務遂行を拒絶又は妨害する場合には、公安機関により法に基づき処罰するものとする。

当事者が無断で差押えられた又は仮差押えられた物品を移転、廃棄、販売した場合には、決定を下す人民政府の特許管理部門により差押えられた又は仮差押えられた物品の1倍以上3倍以下の罰金に処する。差押えられた又は仮差押えられた物品の価値が算出不能の場合は、五千元以上五万元以下の罰金に処するものとする。

第 35 条 本条例第二十三条第二項の規定に違反し、犯罪に該当しない場合、市、自治州、地方以上の特許管理部門は警告を与え、且つ五百元以上五千元以下の罰金に科すことができる。

第 36 条 特許行政法の執行人員が特許法を執行する業務において下記に示す行為の一つに該当する、犯罪に該当しない場合には、法に基づき行政処分を行う。当事者に損失を与えた場合には、法に基づき賠償しなければならない。

- (1) 当事者の人身権、私財及びその他の合法的利益を侵害した場合。
- (2) 賄賂を要求し又は受け取った場合。
- (3) 差押え又は仮差押えの職権を不当に行使し、当事者に合法的利益に損失を与えた場合。
- (4) 他人の特許を詐称する、非特許を特許であると詐称する行為を行う単位又は個人を庇護、放任又は内通して調査、処理からの逃避を幫助する場合。

- (5) 当事者のノウハウ或いは営業機密を漏洩する場合。
- (6) その他職務懈怠、職権濫用、汚職の場合。